

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- ICT活用による取引先の業務効率化への支援
 - ・3D-CAD/CAM連携による生産準備業務の効率化
 - ・KOM-MICS等の生産システム活用による製造現場の見える化（設備稼働率向上）
 - ・EDI改善、新見積システム等を通じた情報共有化による間接業務の効率化 等
- 各種教育カリキュラム、教育施設の提供を通じた取引先の人材育成への支援
- 取引先のサステナビリティ（持続可能性）向上への支援
 - ・地球環境に配慮した「グリーン調達ガイドライン」を取引先と共有、連携による環境負荷低減
 - ・取引先の生産工程、サプライチェーンの低炭素化に向けた技術協力
 - ・環境規制等の法令順守に向けた支援
 - ・人権に配慮した企業活動の取組への支援
- ウエルネス（健康）に関する情報発信による取引先の健康経営向上への支援
- 競争力の維持・向上のための安全/品質/納期/原価改善活動の支援

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。下請取引以外の企業間取引についても、取引の適正化を図ります。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、顧客に対する補給部品の供給義務は履行しつつ、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対する短納期発注や急な仕様変更についての低減目標を設定し、その改善に努めるとともに、止むを得ず短納期発注や急な仕様変更を行わざるを得ない場合には、当社にて適正なコスト負担をします。災害時等においては、下請事業者が取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

○当社では、経営層を含むグループの全社員が現場や職場で永続的に継承すべき価値を「コマツウェイ」として取りまとめ、その伝承と定着を図っています。

「コマツウェイ調達編」では、取引先各社を対等なパートナーと位置づけ、相互の切磋琢磨を通じてWin-Winの関係を構築することを最優先の課題として規定し、日々の業務の中で、その実践に取り組んでいます。

○「ホワイト物流」に関する自主行動宣言を表明済みです。

2020年8月19日

(2024年4月25日更新)

(2025年1月20日更新)

株式会社小松製作所

企業名

代表取締役社長 小川啓之

役職・氏名（代表権を有する者）